

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休きは、そ
の翌日)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取紡績（株）診療所	鳥取市立川町五丁目二〇	昭和四十七年八月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取市立川町五丁目二〇	本町四丁目二二〇	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子市錦町一丁目八	西町三六の一	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子市井手畑一三五の六	一三五の六	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取大学医学部附属病院	上北条診療所	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉吉市国民健康保険	岩美郡岩美町浦富竹下	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福島 医院	境港市中町九三	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤田 "	東伯郡赤崎町宮木	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤崎町国民健康保険	岩美郡岩美町浦富竹下	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
以西、診療所	三朝町本泉	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
旭町 "	三朝町本泉	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
関金町 "	三朝町本泉	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北条町弓原	一、七五五	"

告 示

鳥取県告示五百八十三号

- ◆告示 健康保険法による保険医療機関の指定
 土地改良区の定款の変更の認可
 土地改良区の解散
 土地改良事業計画の適否の決定
- ◆公 告 昭和四十七年度鳥取県職員採用初級試験の実施
 ◆正 誤 昭和四十七年六月鳥取県告示第四百号中訂正
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 開発行為に関する工事の完了

山本医院	赤崎町一、赤崎七八	西伯郡西伯町倭三九七	西伯町国民健康保険院	名和町診療所	"名和町加茂四〇一	"	一日
清水"	"	"	"	"	"	"	"
秋庭"	"	"	"	"	"	"	"
加藤"	"	"	"	"	"	"	"
馬渕"	"	"	"	"	"	"	"
石井"	"	"	"	"	"	"	"
田中歯科医院	日野郡厚生農業協同組合連合会	鳥取市吉方温泉五〇九	日野町根雨	"	"	"	"
	日野病院	吉岡温泉六六三		"	"	"	"
	立川町五丁目五〇の一	片原二丁目四八	西町三八一	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"

中島	桑名	白川	河岡六九
	井田歯科診療所	倉吉市宮川町 一七七の一八	"
	横川歯科医院	境港市佐斐神町 一、一〇四	"
	今井	"	"
		佐斐神町 一、一〇八	"
東伯郡三朝町三朝	清水	外江町 二、八六四	"
	都橋	八頭郡智頭町 一、〇三五の二	"
	君野	岩美郡岩美町浦富 一、六五六	"
	東診療出張所	八頭郡智頭町 一、六五六	"
	伊藤	八東町才代 二八四	"
	君野歯科医院	若桜町 一、二一四	"
	中尾	若桜町若桜 二七七	"
	田中	智頭町智頭	"
	加藤	氣高郡氣高町勝見 六七三の四	"
	吉田	青谷町青谷 三五	"
	田中	鹿野町鹿野 九六三	"

鳥取県告示第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、宇野山土地改良区の定款の変更を昭和四十七年八月十四日認可し

たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 事務所の所在地

散岐村八日市上井手土地改良区	八頭郡河原町八日市
由良川 "	東伯郡大栄町穂波
原溜池 "	原
大井手用水 "	瀬戸
穂波溜池 "	穂波
八代井手 "	倉吉市横田
上小鶴村耳 "	耳
倉吉市和田 "	和田
般若 "	般若
山口 "	東伯郡閔金町閔金宿
大元 "	東伯町丸尾
米子市大井手 "	米子市八幡

鳥取県告示第五百八十六号

昭和四十七年六月二十八日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(日吉津地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めめたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次とのおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

宝ヶ瀬溜池 "

西伯郡淀江町福頼

溝口町小原 "

日野郡溝口町溝口

山上村茶屋 "

日南町笠木

溝口谷川 "

溝口町溝口

江尾 "

江府町江尾

神奈川村俣野 "

日野詰

美用 "

美用

尾ノ上原 "

尾上原

末恒村内海川 "

鳥取市内海

卯垣 "

卯垣

鳥取市覚寺 "

覚寺

賀露町 "

賀露町

上段 "

上段

賀露町 "

賀露町

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十七号

昭和四十七年七月十九日付で閔金町長から申請のあつた土地改良(陽西

地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

閔金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十八号

昭和四十七年七月十日付で八東町長から申請のあつた土地改良(新興寺地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

00908

(第三種郵便物認可) 昭和47年8月22日 火曜日 鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第五四九〇号

都市計画法(昭和四十年法律第二百四十九号) 第二十二条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定に基いて、賃金町から倉吉郡市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたのち、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課によつて縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したのち、都市計画法(昭和四十年法律第二百四十九号)第三十二条第三項の規定による地圖がある。

昭和四十七年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

一 許可番号

昭和四十六年九月二十八日 鳥取県指令(都計第十五百四十八号)

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富長字井原及び字五反田の各一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五

株式会社相互信販

取締役社長 丹野高春

昭和47年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和47年8月22日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定期	職務内容
一般事務(A)	約2名	知事の事務部局に勤務し、一般事務に従事します。

一般事務(B)	約7名	知事、教育委員会又は県警察の事務部局に勤務し、調査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。
		鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡及び東伯郡に所在する県立学校、市町村立小・中学校又は養護学校に勤務し、一般事務に従事します。

学校事務	東・中部地区	約16名	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡に所在する県立学校、市町村立小・中学校又は養護学校に勤務し、一般事務に従事します。
	西部地区		
土木	約3名		知事の事務部局に勤務し、技術的業務に従事します。

上記のうち、1試験区分の試験だけを受験できます。ただし、「一般

公 告

事務(A)」又は「一般事務(B)」を受験する者にあつては、第2志望として「学校事務(東・中部地区)」又は「学校事務(西部地区)」を、「学校事務(東・中部地区)」又は「学校事務(西部地区)」を受験する者にあつては第2志望として「一般事務(A)」又は「一般事務(B)(男子に限る。)」をそれぞれ受験することができます。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年齢	及	び性別
一般事務(A)	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。		
一般事務(B)	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた土木者で、男子に限ります。		

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

一般事務(A)、一般事務(B)及び学校事務については、教養試験及び作文試験を、土木については、教養試験及び専門試験を高等学校卒業度において、また、すべての試験区分について適性検査を次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

ウ 専門試験 土木職として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、 択一式により行ないます。なお、試験問題は、数学、土木応用力学、水理、測量、土質、土木施工、水工及び通路の分野から出題されます。

エ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

試験日	試験時間	試験地	試験場
昭和47年10月8日(日)		鳥取市	鳥取市東町2丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで		米子市	鳥取県立鳥取西高等学校 米子市鍋町1丁目103
試験開始 8時45分から			鳥取県立米子西高等学校

00910

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和47年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

昭和47年11月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和47年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて高点順に提示され、そのうちから採用者

が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額32,100円が支給され、その後は定期的に昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当（配偶者2,200円、

子のうち2人まで600円（配偶者を又く場合、そのうち1人が1,400円）、その他400円）、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の約4.8

月分）、通勤手当（最高4,200円）、住居手当（最高3,000円）、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「初級請求」と朱書きし、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和47年9月1日（金）から昭和47年9月30日（土）まで受け付けます。郵便による場合は9月30日（土）までの消印のあるものに限り受け付けます。

00911

第4369号 (第三種郵便物認可)

昭和47年8月22日 火曜日 鳥取県公報

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

◇ 参考

昭和46年度鳥取県職員採用初級試験実施状況

試験区分	採用予定人員	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A/B)
一般事務(A)	約 2 名	107 名	2 名	53.5 倍
一般事務(B)	約 8	133	11	12.1
土木	約 1	19	1	19.0

* 昭和46年度は、学校事務は実施しておりません。

出

部

昭和四十七年六月鳥取県知事第四百九（解除予定の保安林における通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、記述ある。